

1. 事業評価説明シート

事業名	道路事業 [緊急道路整備改築事業 (国補)]	事業箇所	荇崎市大草町上條東割	地区名	(一)北原下条南割線(羽根)	事業主体	山梨県
(1) 事業概要 ①課題・背景 本路線は、荇崎市大草町若尾を起点に同市龍岡町下條南割に至る延長3.2kmの荇崎市南西部の幹線道路である。当路線沿線は、近年宅地化が進み人口が増加している。当該箇所は、全幅員が6m程度しかなく、南宮神社西側では90度に屈曲しており通行の支障となっている。また、付近に甘利小学校があり多くの児童が通学路として利用しているが、歩道がなく危険な状況であり、「荇崎市通学路交通安全プログラム」にも位置づけられている。このため、現道拡幅によりこれらの課題に対応するものである。 ②整備目標・効果 □主要目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量 231人>71人台/12h※以上 自動車交通量 3,512台(H22センサス)>3,314台/12h(平日)※以上 通学路の指定 有り 歩道幅員 0m<1.4m※未満 ※評価基準値 □副次目標 ○生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 混雑時走行速度 25km/h(実測)<30km/h※以下 自動車交通量 3,512台(H22センサス)>3,314台/12h(平日)※以上 □副次効果 ○走行安全性の確保 ※評価基準値 (死傷事故率が151.199件/億台kmの区間であり、事故原因を解消できる) ○バリアフリー化の促進 (道路移動等円滑化基準を満たす)				(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 一般通行の用に供する県道であり、極めて公共性が高い。 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 県管理道路であり道路法第15条により県が行うべき事業である。 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ③経済妥当性 費用便益費 便益(B)/費用(C) = 2.3>1.0 ・便益(B)=1,839百万円、・費用(C)=790百万円 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 未改良および歩道未整備区間の局所的整備であり、必要最小限の範囲とした。 ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 現道敷地を有効活用することで周辺への影響をなるべく小さくする計画とした。 ⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 大規模な地形改変を伴わない現道拡幅であり、環境負荷は最小限である。 ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 事業箇所については「荇崎市通学路交通安全プログラム」に位置づけられており、地元住民からの早期の対策を求められている。			
(2) 整備内容 ①整備内容 道路改良 L=900m W=5.5(9.5)m(片側歩道) ②着手年度 平成29年度 ③完成見込年度 平成36年度 ④総事業費 約900百万円(国費534.6百万円(5.94/10)県費365.4百万円(4.06/10)) ⑤年度別の整備内容(事業費) 平成29年度 詳細設計、用地測量、用地補償 30百万円 平成30年度~31年度 用地補償 425百万円 平成32年度~33年度 用地補償、道路改良 205百万円 平成34年度~36年度 道路改良 240百万円 ⑥既整備内容・期間・事業費 (一)北原下条南割線L=320m(龍岡町下條南割) H20~22 320百万円				総合評価 [貢献度ランク: a] <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 【事業位置図等】 			

2. 添付資料シート



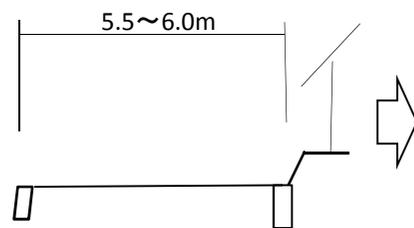
通学路の状況 ①



通学路の状況 ②



現況横断面



計画横断面

